

交通安全基本計画

昭和51年3月30日

中央交通安全対策会議

ま え が き

昭和46年度から昭和50年度までの5年間に講ずべき交通の安全に関する施策の大綱を定めた第1次の交通安全基本計画に基づき、昭和46年度以降、国の関係行政機関及び地方公共団体並びに関係民間団体等において、各般にわたる交通安全施策が強力に実施されてきた。その結果、陸上交通事故は大幅に減少し、また、海上及び航空交通の安全対策も著しい進展を見ることができた。

しかしながら、道路交通事故は近年減少傾向を続けているものの、なお多数の死傷者を生じており、依然として大きな社会問題となっていること、また、鉄軌道、海上及び航空の交通事故は、一たび発生した場合には多数の死傷者を生ずるという重大な結果をもたらすものであること等から考えると、これらの交通事故の防止は、一刻もゆるがせにできない大きな課題であり、人命尊重が何ものにも優先するとの認識の下に、引き続き、交通安全対策全般にわたり総合的かつ長期的な視野に立って施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この交通安全基本計画は、このような観点から、交通安

全対策基本法（昭和45年法律第110号）第22条第1項の規定に基づき、昭和51年度から昭和55年度までの5年間に講ずべき交通の安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

交通の安全に関する施策は、以下に定めるように各方面にわたっているが、これらの施策は相互に密接な関連を有するので、有機的な関連を保たせつつ、総合的、効果的に実施することが肝要である。また、同時に、交通の安全に関する施策は国民生活に直接係わるものが多いので、施策の推進に当たっては、国民の十分な理解を求めるとともに国民の積極的な協力を得てその効果を高めるよう努めることが必要である。

なお、交通の安全に間接的に影響する施策の運用についても、交通の安全を直接の目的とする施策と一体となって交通の安全に資することとなるよう適切な配慮を行うものとする。